

改正

平成26年3月25日野々市市告示第31号

平成27年6月1日野々市市告示第81号

平成28年3月31日野々市市告示第57号

平成29年3月31日野々市市告示第41号

令和3年3月10日告示第25号

令和5年3月16日告示第26号

令和6年3月13日告示第22号

令和7年3月26日告示第34号

野々市市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において「審査機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(事前審査)

第3条 法第53条第1項の規定により認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、市長に都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の申請書（以下「申請書」という。）を提出する前に、次に掲げる手続のいずれかを行うものとする。

- (1) 審査機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、当該審査機関から適合証の交付を受ける。
- (2) 前条第2項の登録住宅性能評価機関から品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1に規定する断熱等性能

等級が等級5、6又は7であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級6であるものに限る。

以下「性能評価書」という。)の交付を受ける。

2 前項第1号の適合証は、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証したものでなければならない。

3 第1項第1号の適合証及び同項第2号の性能評価書の添付図面は、審査機関の押印がなされているものでなければならない。

(認定の申請)

第4条 申請者は、申請書の正本及び副本(第3条第1項第1号の適合証又は同項第2号の性能評価書のいずれの交付も受けていない場合にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ省令第41条第1項の表に掲げる図書及び次条各号に掲げる図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(市長が必要と認める図書)

第5条 省令第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条第1項第1号の適合証の交付を受けている場合にあつては、当該適合証

(2) 第3条第1項第2号の性能評価書の交付を受けている場合にあつては、当該性能評価書の写し

(3) 法第54条第2項の規定により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(以下「建築基準適合審査」という。)の申出をする場合にあつては、野々市市建築・開発指導要綱(平成23年野々市市告示第20号。以下「指導要綱」という。)第3条第1項又は第2項に規定する事前協議が調ったことを確認することができる書類の写し

(4) 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が建築基準法に抵触していないことを確認した旨を記載した省令第41条第1項の表に掲げる設計内容説明書

ア 当該建築物が建築士法第3条第1項各号に掲げるものである場合 同法第2条第2項の一级建築士(以下「一级建築士」という。)

イ 当該建築物が建築士法第3条の2第1項各号に掲げるもの又は同条第3項の規定により区域若しくは用途を限り、同条第1項各号に規定する延べ面積を別に定めた条例の規定に該当するものである場合 一级建築士又は同法第2条第3項の二级建築士(以下「二级建築士」という。)

ウ 当該建築物がア又はイに掲げるもの以外のものである場合 一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項の木造建築士

(5) 低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあっては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法第7条第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し

(6) その他市長が必要と認める図書等
(市長が不要と認める図書)

第6条 省令第41条第3項の市長が不要と認める図書は、第3条第1項第1号の適合証又は同項第2号の性能評価書の写しを添付する場合に限り、省令第41条第1項の表に掲げる図書（設計内容説明書、付近見取図、配置図及び各階平面図を除く。）とする。

(構造計算適合性判定)

第7条 申請者は、法第54条第2項の規定により建築基準適合審査の申出をする場合において、その申出に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合は、同法第77条の35の5の指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受けなければならない。

(変更認定申請の事前審査)

第8条 第3条の規定は、法第55条第1項の規定により変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「第41条第1項」とあるのは、「第45条」と読み替えるものとする。

(変更認定申請)

第9条 変更認定申請をしようとする者は、省令第45条の申請書の正本及び副本（前条において準用する第3条第1項第1号の適合証又は同項第2号の性能評価書のいずれの交付も受けていない場合にあっては、正本及び副本各2通）に、それぞれ第4条に規定する添付図書等のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(変更認定申請の構造計算適合性判定)

第10条 第7条の規定は、変更認定申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準適合審査の申出をする場合について準用する。

(軽微な変更)

第11条 認定建築主（法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（別記様式第1号）2通に、それぞれ第4条に規定する添付図書等のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

(取下届)

第12条 第4条又は第9条第1項の規定により申請をした者は、法第54条第1項の認定又は法第55条第1項の変更の認定を受ける前に当該申請を取り下げるときは、取下届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第13条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめ届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(工事完了等の報告)

第14条 認定建築主は、省令第43条第1項（省令第46条において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知を受けた建築物の工事が完了したときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長から法第56条の規定による報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に関する報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知等)

第15条 市長は、第4条又は第9条第1項の規定による申請の内容について、疑義がある場合は当該申請をした者（申請書（変更認定申請に係る申請書を含む。）に第3条第1項第1号の適合証又は同項第2号の性能評価書の写しが添付されている場合にあつては、当該申請をした者又は当該適合証若しくは性能評価書を交付した審査機関）に対し説明を、誤りがある場合は当該申請をした者に対し訂正を求めることができる。

2 市長は、第4条又は第9条第1項の規定による申請の内容に虚偽があると認められる場合又は当該申請をした者が前項の規定による請求に応じなかった場合は、法第54条第1項の認定（第9条第1項の規定による申請の場合にあつては、法第55条第1項の変更の認定）をしないものとし、当該申請をした者に対し、その旨を、認定しない旨の通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(改善命令)

第16条 法第57条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（別記様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第17条 市長は、法第58条第1項の規定により計画の認定を取り消したときは、当該認定建築主であった者に対し、認定取消通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

(認定等の証明)

第18条 認定建築主は、法第54条第1項の認定又は法第55条第1項の変更の認定を受けていることの証明書の交付を市長に申請することができる。

2 認定建築主は、前項の規定による申請をするときは、証明願（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が発行した免許証、許可証等で身分を確認することができるもの又は身分証明書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、認定建築主に対し、証明書（別記様式第10号）を交付するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月25日野々市市告示第31号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日野々市市告示第81号）

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日野々市市告示第57号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年3月31日野々市市告示第41号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日告示第25号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日告示第26号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日告示第22号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第34号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。